

第1 土地利用の基本方向

1 県土利用の基本方向

「人口増」を背景にした「拡大路線」から、「人口減」を踏まえた「自然的土地利用の維持」「持続可能な県土管理」への転換

県土利用をめぐる諸条件の変化

- ① 中心市街地の空洞化、低未利用地や耕作放棄地などの増加により、都市、農山漁村のいずれにおいても土地の利用効率が低下している。
- ② 県土の安全や自然との共生・循環を重視した県土利用への要請及び良好な景観の保全などに対する志向が高まっている。

より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な県土管理」の実現を図る。

基本方向

(1) 県土の有効利用

(2) 県土利用の質的向上

(3) 土地利用転換の適正化

(4) 地域間の適切な調整（新規）

自然との共生・循環を重視した県土利用

自然的土地利用の維持を基本

人々の行動範囲が拡大

→ 大規模集客施設の立地など特定の土地利用が他の土地利用に及ぼす影響の広域性に配慮した地域間の適切な調整

2 地域類型別の土地利用の基本方向

(1) 都市

- 中心市街地などへの都市機能の集約を進めつつ、既成市街地においては、再開発などにより土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。
- 美しく良好な街並み景観の形成

(2) 農山漁村

- 耕作放棄地の発生防止及び復元並びに間伐などの手入れの不十分な森林の増加防止に努め、それらの有効利用を図る。
- 都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を行う。

(3) 自然維持地域

- 県土の生態系ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生する

「生態系ネットワーク」に関する記述を追加

3 地域別の土地利用の基本方向

(1) 県中南部地域

(2) 県北西部地域

(3) 県北東部地域

「地域特性」を生かした土地利用

4 土地利用の原則

(1) 都市地域

- ① 「だれもが暮らしやすいコンパクトで機能的な都市の形成」を追加
- ② 「市街化区域内の農地」に関する記述を追加

(2) 農業地域

- 「耕作放棄地」に関する記述を追加

(3) 森林地域

- 自然環境の保全を図るべき森林に関する記述を追加

(4) 自然公園地域

- 特別地域に関する記述を、「第1種特別地域」「第2種特別地域・第3種特別地域」の2つに分割して記述

(5) 自然保全地域

- 「生物多様性の確保」を追加

第2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

旧(2)特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用上留意すべき基本的事項

- 「大崎市鶴ヶ塚地区」
→ 集落地域整備関係事業が完了

削除